管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
1330010	学校法人が国定公園内に所有する土地に老齢者対象とする平屋建てまたは2階建て住宅建築の容認	自然公園法 第13条第3項第1号、 第13条第4項 自然公園法施行規則 第11条第5項第2号	国定公園の特別地域における建築物の設置に関する許可基準として、自然公園法施行規則第11条第5項第2号において、建ぺい率、容積率を規定しており、建築物の新築、改築及び増築にあたっては、第3種特別地域では、建ぺい率20%以下、容積率60%以下でないと許可されない。	C	－	国定公園は、優れた自然の風景地を国民共有の財産として、その保護と利用を図るため、環境大臣が指定し、都道府県が保全管理を行っている。施行規則に規定される建ぺい率、容積率の基準は、国定公園の風致景観を維持するために設けられた全国一律の基準であり、これを緩和した場合、国定公園の優れた風致景観を維持できなくなり、その指定目的を果たせなくなってしまうため、特区として対応することはできない。 なお、規制の特例事項名にあるとおり、「平屋建てまたは2階建て住宅建築の容認」に関しては、敷地面積に対してどれだけの建築物が建つかにもよるが、現行の許可基準が支障となって全く建築が不可能ということではない。	自然公園法施行規則第11条第32項によれば、「その自然的、社会経済的条件から判断して同条各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないと都道府県知事が認めて指定した特別地域内において行われる行為について、都道府県知事は当該基準の特例を定めることができる」とされているが、これをもって提案内容を実現することはできないか検討のうえ回答されたい。	今回の「構造改革特区の第7次提案募集」および「地域再生（非予算）の第3次提案募集」に応募し、「措置の分類」においてC「特区として対応不可地域再生として対応不可」の回答を得ました。提案主体である学校法人大阪電気通信大学は、このプロジェクトを是非成功させたく、以下のとおり意見を申し述べます。 当学校法人が国定公園第3種特別地域内（関西文化学術研究都市域）に所有する土地約23.5ｈａは、既に運動場2面合計10ｈａと緑地13.5haとして開発済であるが、文部科学省の大学設置基準面積の縮小により不必要となっている。当学校法人ではこの土地を無償で提供し、当法人が設置する大学の医療福祉工学部（医療福祉工学科と理学療法学科からなり、医療福祉工学科には、医療工学、健康福祉工学、生体医療情報の3コースを設ける）の教育・研究対象地区として、＜セーフティ・ネットで保護された老齢者田園モデル都市＞（通称エバーグリーンヴィレッジ）を構成しようとするものである。即ち、老齢者は、一般的に、できる限り自分の住宅に住居し、可能な限り在宅ケアーを受けることを希望するものであるから、老人の生活に適合した家屋の設計と町自体の設計ならびに日常生活のケアーの方法と情報ネットワークのシステム等を医療福祉工学部の教員、学生が研究し、業者と協力して実現する。さらに教員指導の下常に同学部の学生が各家庭を訪問し、生活の実態を把握して、家屋や町の構造の改良を研究するとともに、緊急時の外部病院との連絡を取って、老人の安全な生活を保障する手段を考察する。エバーグリーンヴィレッジは、将来に向かって、在宅老人がどのように安心して暮らすことのできるかという環境の整備を研究する「モデル都市」として構成する計画であります。老齢社会を迎えた日本において、老後を安心し、快適に過ごせる新しいモデル都市づくりを是非ともこの地区で実現したいと考えておりますので、特例等何らかの措置をもって実現できないかお示し願いたく存じます。	無	C	-	再検討要請で指摘のあったとおり、自然公園法施行規則第11条第32項に基づき基準の特例を定められる規定は存在するが、基準を緩和することに合理的な理由があり、かつ、緩和しなければ極端に社会的に不公平な取扱いとなることが明らかな場合についてのみ定めることができるものである。当該特例を定める権限は都道府県知事にあるため、具体的な計画に対して上記に該当するか否かの判断は知事が行うので、大阪府の関係部局と調整されたい。 参考として、国立公園では、公園指定前から街並みが形成されている地区において、壁面後退や建ぺい率及び容積率の緩和を行っている例はあるが、土地利用を前提とした基準の緩和を行うことは、際限のない開発が可能になり、公園の風致景観の維持が困難になることから合理的な理由があるとは言えず、一般的には基準の特例を定めることは困難との考え方をとっている。							1139	11391010	学校法人が大学設置基準に基づき所有していた土地23．5ｈａ（グランド10ｈａ、緑地13.5ha）が校地面積基準の改正により遊休地となった。整備された緑豊かな環境の土地を有効に利用するため本法人が設置する医療福祉工学部（医療福祉工学科、理学療法学科）が企画・設計を担当した高齢者に適した医療・福祉環境を備えたモデル住居を創る。また、居住する高齢者の日常生活の支援やリハビリテーションを医療福祉工学部の教員の指導の下で学生が実地に行い、将来の理想的な超高齢者住居地区のあり方を研究し、全国のモデル地域としたい。	国定公園内に位置する学校法人所有の土地約23.5ha（グランド2面約10ｈａ、森林地帯約13.5ha）を利用した事業に、四條畷市、医療法人、養護・介護法人、食堂・生活具会社、住宅・建設会社、医療福祉器材会社、種苗、植樹会社等が参画し、多様化する高齢者対象にセーフティ・ネットで保護された老齢者田園モデル都市（エバーグリーン・ヴィレッジ）づくりを目指す。このモデル都市は、都市地区、スポーツ・リクリエーション地区、住居地区、菜園地区および森林地区の5つの分野からなり、都市地区は、ケアーセンター、コミュニティセンターおよび駐車場を設置する。スポーツ・リクリエーション地区は、クラブハウス、パークゴルフ場およびテニスコートを設置する。住居地区は、全域防護フェンスで守られたバリアフリー設計の住宅、電気自動車による道路通行、個人無線タグによる連絡安全通信ネット等を設ける。菜園地区は、各個菜園と果樹園、農機具等の保管小屋を完備する。森林地区は、森林公園と散策道に整備する。また、学校法人が四條畷市清滝地区に設置の医療福祉工学部（医療福祉工学科、理学療法学科）の学生が、老齢者のリハビリや健康維持等生活支援の手助けを教員指導の下「実習」教育としてボランティアで関るとともにアルバイトとしても働く。学校法人が土地を安価で提供するため、施設全体が低コストで完備でき、希望者も容易に購入可能となる。特に、日常生活にはさほど支障はないが、軽度の障害等を持つ老齢者にとっては、老後が健康で快適で安心できる老齢社会の新たなモデル都市となる。	(学)大阪電気通信大学	セーフティ・ネットで保護された老齢者田園モデル都市(エバーグリーン・ヴィレッジ)構想
1330020	農林事業に伴う捕獲対象鳥獣の緩和	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第13条	鳥獣の捕獲は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律において、鳥獣の保護の観点から原則禁止とされているが、同法第13条第1項に基づき、農林業事業活動に伴いネズミ科又はモグラ科の鳥獣を捕獲することは、同法第9条第1項に基づく許可は不要となっている。	C	－	鳥獣保護法第13条の趣旨は、農業又は林業の事業活動に伴い、非意図的又は不可避的にやむを得ず捕獲等されてしまう可能性の高い鳥獣を指定するものである。 施行規則では、ネズミ科及びモグラ科の鳥獣をその対象として定めているが、これらの鳥獣は、例えば農地における耕耘機での耕作や、林地での下草の刈り払い作業に伴い意図せず殺傷させる可能性が高く、かつ、これを避けることは困難であることが指定の理由である。 御指摘のシカ、イノシシ及びヌートリアは、このように非意図的又は不可避的にやむを得ず捕獲等されてしまう可能性は低いことから、同法に基づく指定は困難である。 なお、鳥獣保護法では、農林業被害防止を目的として鳥獣の捕獲等を行う場合は、捕獲許可を受ければ捕獲が可能である。シカ、イノシシ及びヌートリアの捕獲許可は、都道府県知事の権限となっていることから、農林業事業者による有害鳥獣捕獲の効率化、迅速化については、管轄都道府県と調整されたい。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。 なお、ヌートリアについては、本年6月に施行された外来生物法において生態系、又は農林水産業に係る被害を及ぼす「特定外来生物」に指定されていることを踏まえ、鳥獣保護法施行規則第12条で捕獲等又は採取等をすることがやむを得ない鳥獣に指定されている「ねずみ科全種」と同様の「ねずみ目」である「ヌートリア科」を当該規定の鳥獣に追加することはできないか検討のうえ回答されたい。 また、「シカ、イノシシ及びヌートリアの捕獲許可は、都道府県知事の権限となっていることから、農林業事業者による有害鳥獣捕獲の効率化、迅速化については、管轄都道府県と調整されたい。」とのことであるが、捕獲許可に係る手続きの簡素化についても管轄都道府県との調整で可能であると解してよいか。	回答いただきました鳥獣保護法第13条の解釈では、非意図的又は不可避的にやむを得ず捕獲とありますが、一般に販売されておりますもぐら取機など利用する農家の行為はすべて違法と解釈されるのでしょうか。また、今回提案していく中で、鳥獣被害の大部分を占めるシカ、イノシシ及びヌートリアを挙げておりますが、地元猟友会員などと協議していく中で、シカ、イノシシなどの大型動物については、一般農家が捕獲などの行為を行うことは生命の危険も生じることがあるとのことから今回の提案からは除外させて頂きたいと考えております。これについては、鳥獣保護法に基づく捕獲許可申請により対応したいと考えております。しかし、ヌートリアについては、下記のような現状から特例の適用をお願いしたいと考えております。①ヌートリアによる被害は確実に拡大しており、農業者の所得だけではなく、地域農業を支える高齢農家や兼業農家に対する精神的影響が大きい。被害の拡大が離農、農地の遊休化の進行に大きな影響を及ぼしている。②ヌートリアの移入により、本地域固有の動物等の減少など生態系への影響も出てきている。③生息範囲、生息数の拡大が加速的に進んでおり、早急に対策する必要がある。④猟友会員の高齢化、減少により本地域をすべてカバーすることが不可能な状態である。⑤防護対策についても従来のネット、金網等では網目が大きく、張替えには膨大な経費負担が発生する。以上のような現状から早急な対策が、必要とされている。また、島根県様の提案の回答でありました希少鳥獣などの誤捕獲の発生の可能性、違法捕獲の発生の可能性に対する措置として設置する捕獲器の限定を考えております。ヌートリア被害の拡大に伴い、猟友会に捕獲依頼をいておりますが、捕獲範囲が広大となるため挟みわなや捕獲オリなどを購入すると非常に経費がかかる上に誤捕獲の可能性も高くなります。そこで現在では、直径20センチ程度の長さ1メートル程度のビニール製パイプを利用することで、安価で、安全に捕獲できるような方法を利用しております。この方法に限定すれば安全面、誤捕獲時の対応など可能になると考えます。再度ご検討いただきますようお願いたします。	有	C D-1	-	鳥獣による農林業被害が発生し、地域によっては深刻な状況になっていることは当省としても認識しており、これらの被害を防止するために、被害を及ぼす鳥獣については、捕獲の許可を受けることにより、捕獲が可能な制度となっている。 この捕獲許可の権限のほとんどは都道府県知事の権限となっており、各都道府県が地域の実情に応じて捕獲許可の要件を定め、さらにその一部の捕獲許可権限は、市町村に移譲されている。 今回の再検討要請での指摘のほとんどは、鳥獣の捕獲が許可制度になっていることが原因ではなく、捕獲許可の要件及び捕獲の体制の問題であると考える。 これらについては、鳥獣保護法第3条に基づき定められた基本指針の範囲内で、県及び町で定めた捕獲許可要件の見直し等による対応が可能と考える。前回回答の、「・・・管轄都道府県知事と調整されたい」については、捕獲許可を不要とすることではなく、都道府県が定める捕獲許可要件の緩和を想定している。 また、鳥獣保護法第13条の規定は、前回の回答でお示ししたとおり、非意図的、不可避的に捕獲されてしまう可能性の高い種を指定するものであり、ヌートリアは農業又は林業の事業活動に伴い非意図的、不可避的に捕獲されることは想定されないことから、ネズミ科・モグラ科と同様に捕獲許可を不要とすることは困難と考える。 なお、特定外来生物であるヌートリアを、外来生物法第18条第1項及び第2項の規定に基づく確認又は認定を受けて捕獲を行う場合にあっては、鳥獣保護法の第9条第1項に基づく捕獲の許可を受けなくても、捕獲を行うことができることとなっている。	有害鳥獣捕獲についての許可基準が定められている「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」を見直し、許可要件を緩和することはできないか検討のうえ回答されたい。 併せて、外来生物法に基づくヌートリアの防除に関する公示のうち、「防除の確認又は認定の要件」四のただし書きにある「適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者」とは、どういう者を想定しているのか教示願いたい。	鳥獣被害が深刻な状況になっていることをご認識していただいているようですが、それに加えて高齢化が進んでいる本地域では、ハンターの減少も深刻化している問題であることをご認識して頂きたいと思います。鳥獣保護法での捕獲許可については、狩猟免許保持者であることが前提になりますが、農地、林地を含め国土の保全、住環境の確保を行っていくには、鳥獣対策は切り離して考えることが出来ない状況となってりる現在、有害鳥獣の駆除を含めた鳥獣の個体数調整をハンター（住民に占めるハンターの割合約0．003%）だけに任せるには、非常に負担が大きくなってきています。また、ハンターになるためには、相応の経費、時間が必要となることから、兼業農家や高齢農家が多い本地域においては、農業被害の防除を目的とした新規ハンターの確保が困難な状況となっております。このような現状をふまえ、安全の確保や一定の要件をクリア出来たもの（補足資料）については、鳥獣保護法の規制緩和をして頂きたいと思います。外来生物法に関してですが、同法の適用を受ければ鳥獣保護法の適用を受けず捕獲可能とありますが、具体的にどのような申請手順でどのような手続きが必要なのかご指導お願いいたします。また、申請にあたっては、一般農家が主体となり申請できる手続きなのでしょうか。	有	B－1	Ⅲ	「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」における許可基準については、全国的見地から標準的なものを定めており、具体的な許可要件については各都道府県において定めているものである。 鳥獣保護法では、すべての鳥獣を原則捕獲禁止とする中において、農林業等に被害がある場合は、捕獲許可制度により被害の状況に応じて例外的に捕獲を認めることとしているものであり、シカ、イノシシ等と同様に農林業被害を発生させているヌートリアについてのみ、捕獲許可要件を緩和することは困難である。 一方、外来生物法に基づくヌートリアの防除に関する公示のうち、6「防除の確認又は認定の要件」四においては、使用する猟具に係る狩猟免許を有する者が実施することを原則としているが、その例外として、狩猟免許を所持しない者がヌートリアの防除を実施できる場合について、使用猟具、使用場所及び実施すべき措置等が明確になるよう平成17年度中に通知を発出する。	1129	11291010	現在、農林事業（自給的農家を含める）に伴う捕獲が認められている、もぐら科全種、ねずみ科全種にシカ、イノシシ、ヌートリアを追加する。	意欲的な農林事業者の捕獲活動により、生産性の向上、鳥獣の個体数調整の促進を図る。 また、農林事業者の自主的な捕獲活動になることによる、猟友会等への委託事業費の削減による財政負担の軽減。	兵庫県養父市	有機の里特区
1330030	農業者による自衛のためのヌートリア捕獲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第8条、第9条第1項及び第13条第1項	鳥獣の捕獲は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律において、鳥獣の保護の観点から原則禁止とされているが、同法第9条第1項に基づき捕獲の許可を受けた場合等については捕獲を行うことができる。	C	－	鳥獣保護法は、鳥獣の捕獲に伴う安全性の確保、捕獲の対象となる鳥獣の保護及び生態系を保護する観点から、捕獲にあたる者が捕獲のための適性、知識及び技術を有していること、捕獲の数、期間、方法等が適正であること等、捕獲を適正に行うための一定の要件が満たされていると判断された場合に限り捕獲を認める制度となっている。これを確認するための手段が捕獲許可制度及び狩猟免許制度であり、鳥獣の捕獲にあたり捕獲許可又は狩猟免許・狩猟者登録を不要とすることは、捕獲する者の適性、知識及び技術を有していることが確認できないこと、捕獲の数、時期、方法について一定の制限を課すことができないことから、希少鳥獣等のヌートリア以外の鳥獣の錯誤捕獲の発生や、当該制度を違法捕獲の口実として悪用される事例の発生が懸念されるため、認められない。 なお、農業者による被害防止を目的とした捕獲を円滑に進めるために、都道府県知事において定められた捕獲許可要件の見直しや、申請書の処理の迅速化等により可能であると考えられる。	貴省からの回答に対する右提案主体からの意見にあるように、必要な措置を講じたうえで提案の内容が実現できないか再度検討し回答されたい。 併せて、ヌートリアは、本年6月に施行された外来生物法において生態系、又は農林水産業に係る被害を及ぼす「特定外来生物」に指定されており、また、特定外来生物被害防止基本方針では、被害を及ぼしていたり、及ぼすおそれがある特定外来生物については、必要に応じて防除を実施することとされている。 これを踏まえ、鳥獣保護法第13条第1項及び同法施行規則第12条において（農林業事業活動に伴い「ねずみ目ねずみ科全種」の鳥獣を捕獲することは、同法第9条第1項に基づく許可は不要となっているが、）、当該規定に同じねずみ目である「ヌートリア科」を追加することはできないか検討されたい。 加えて、当該提案主体である島根県にあっては、先般、規制の特例措置1307「網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業」を使った特区計画が認定され、有害鳥獣対策に努めているところである。こういった自治体の努力に対し、農林作物被害防止という観点から、手続きの簡素化等も含め、規制所管省庁として何らかの措置を講じることができないか検討のうえ回答されたい。	環境省の御回答によると、「鳥獣保護法は、鳥獣の捕獲に伴う安全性の確保、捕獲の対象となる鳥獣の保護及び生態系を保護する観点から捕獲にあたる者が捕獲のための適正、知識及び技術を有していること、捕獲数、期間、方法等が適正であること等、捕獲を適正に行うための一定の要件が満たされていると判断された場合に限り捕獲を認める制度」とありますが、一方、外来生物法でヌートリアは特定外来生物に指定されており、この法に基づくヌートリアの防除の公示によると、農林水産業に係る被害防止に関して、「地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしている場合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図るために防除を実施すること」となっています。 つまり、御回答中の鳥獣保護法の趣旨は、外来生物法の趣旨に反する部分が随所に見られ、今年度施行された外来生物法が新たなヌートリアに対する考え方であるならば、ヌートリアは鳥獣保護法の対象鳥獣から外すべきと考えます。今回提案した「農業者が自らの農地又は農地周辺において自衛のための捕獲」を実施することによりヌートリアに対する捕獲圧をより一層高め、地域から完全排除しようとすることは、外来生物法の趣旨に合致するものと考えます。 御回答中の「捕獲する者の適正、知識及び技術を有していることの確認できないこと、捕獲の数、時期、方法について一定の制限が課す事ができない」については、県がヌートリアの捕獲をしようとする農業者に対し講習会を開催し、捕獲の方法、捕獲個体の処分方法、錯誤捕獲が発生した場合の対応等についての知識・技術の習得を図り、また、この講習会の受講を義務づけ、受講した者に「認定書」を配布することにより一般の農業者との差別化を図るなどの仕組み作りについても検討します。 特に錯誤捕獲に関する対応策として、ヌートリアが水辺を主に生活の場としている習性を利用し、水面にイカダを浮かべ、その上に小型檻を設置することで、錯誤捕獲の発生を抑制しつつ効率的に捕獲を実施するという、イギリスでヌートリアの根絶を図られた際の手法を積極的に取り入れるなど、極力錯誤捕獲が発生しないよう努めるとともに、講習会を通じ1日1回の見回りや適正な錯誤捕獲への対応について徹底されるよう指導していくことを考えています。 捕獲の方法については、小型の箱わなに限定し、安全性や錯誤捕獲時の対応の可否といった観点から規格や仕様を制限し、県が認める猟具のみを有効とする「小型箱わな登録制度」の導入についても検討します。この制度により、登録された箱わなに対し登録証を交付し、使用する際には箱わなに掲げ、特例措置により設置されたものであることを明確にします。 御回答中に「農業者による被害防止を目的とした捕獲を円滑に進めるために、都道府県知事において定められた捕獲許可要件の見直し」とありますが、捕獲許可要件については、環境省自然環境局長通知（平成15年4月15日付け環自野発第030415012号）に示された「捕獲許可の対象は狩猟免許を所持する者」という方針に基づき、各市町村において有害鳥獣捕獲班を編成され、また、市町村が定める有害捕獲実施要領中に、許可対象は有害鳥獣捕獲班と明記されている現状を踏まえ、仮に県から市町村に対しヌートリアについての許可要件を見直すよう働きかけた場合、ヌートリアの捕獲要件の緩和に併せ、大型獣など他の鳥獣の捕獲要件についても不用意に緩和される恐れがあり、そのことが事故を誘発するなど現場の混乱を引き起こす可能性があります。 そのため、特区により農業者が自ら捕獲できるのはヌートリアのみであることを明らかにすることは、現行の有害鳥獣捕獲体制の維持を図る上でも有効な手段であると思われます。 以上のことから、農業者が自衛のためにヌートリアを捕獲する際には、捕獲許可、狩猟免許及び狩猟者登録を要しないこととする特例措置について、再度御検討頂きますようお願いします。	①外来生物法によるヌートリアの防除の公示 無 環境省自然環境局長通知（平成15年4月15日付け環自野発第030415012号）の抜粋	C D-1	-	鳥獣による農林業被害が発生し、地域によっては深刻な状況になっていることは当省としても認識しており、これらの被害を防止するために、被害を及ぼす鳥獣については、捕獲の許可を受けることにより、捕獲が可能な制度となっている。 この捕獲許可の権限のほとんどは都道府県知事の権限となっており、各都道府県が地域の実情に応じて捕獲許可の要件を定め、さらにその一部の捕獲許可権限は、市町村に移譲されている。 指摘の被害対策の問題は、鳥獣の捕獲が許可制度になっていることが原因ではなく、捕獲許可の要件及び捕獲の体制の問題であると考えており、鳥獣保護法第3条に基づき定められた基本指針の範囲内で、県及び町で定めた捕獲許可要件の見直し等により対応が可能と考えており、被害対策のための制度は整っていると考えている。 鳥獣保護法第13条の規定に関する指摘に関しては、同規定は、非意図的、不可避的に捕獲されてしまう可能性の高い種を指定するものであり、ヌートリアは農業又は林業の事業活動に伴い非意図的、不可避的に捕獲されることは想定されないことから、ネズミ科・モグラ科と同様に捕獲許可を不要とすることは困難と考える。 外来生物法と鳥獣保護法との関係に関する指摘については、いずれの法律に基づく捕獲においても、特定外来生物の捕獲に伴う錯誤捕獲の防止、安全性の確保について法的根拠に基づき一定の制限等により担保している。仮に、特定外来生物であるヌートリアを鳥獣保護法の適用除外とし、特定外来生物に基づく防除の確認・認定を受けないで行われる捕獲に対し何ら法的制限がかけられなくすることは、錯誤捕獲の防止、安全性の確保（除外すると使用するわなの制限がかけられない）の点から大きな問題が生じるものと考える。 ヌートリアの捕獲許可の代わりに講習のみにより捕獲を可能とするとの提案については、捕獲許可は、捕獲者の知識・技術だけではなく、捕獲の場所、捕獲の方法、捕獲の時期等が生態系への影響、安全性の確保の観点から適切かどうかを個別に審査する制度であり、この点を講習の実施で代用することは不可能と考える。 県が市町村に対しヌートリアの捕獲許可要件の緩和を見直すよう働きかけた場合、市町村が不用意に規制を緩和し結果事故を誘発するおそれがあるとの指摘に対しては、市町村に捕獲許可の権限を移譲していることは、現状においても市町村の判断で制限の緩和は可能であると考えられ、現状において市町村が不用意に捕獲許可要件を緩和されていない実態から判断すれば、指摘のような市町村が不用意に許可要件を緩和することは想定されないと考える。 なお、特定外来生物であるヌートリアを、外来生物法第18条第1項及び第2項の規定に基づく確認又は認定を受けて捕獲を行う場合にあっては、鳥獣保護法の第9条第1項に基づく捕獲の許可を受けなくても、捕獲を行うことができることとなっている。	有害鳥獣捕獲についての許可基準が定められている「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」を見直し、許可要件を緩和することはできないか検討のうえ回答されたい。 併せて、外来生物法に基づくヌートリアの防除に関する公示のうち、「防除の確認又は認定の要件」四のただし書きにある「適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者」とは、どういう者を想定しているのか。例えば、提案にあるような講習の受講者をこれに見なすことはできるか。			B－1	Ⅲ	「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」における許可基準については、全国的見地から標準的なものを定めており、具体的な許可要件については各都道府県において定めているものである。 鳥獣保護法では、すべての鳥獣を原則捕獲禁止とする中において、農林業等に被害がある場合は、捕獲許可制度により被害の状況に応じて例外的に捕獲を認めることとしているものであり、シカ、イノシシ等と同様に農林業被害を発生させているヌートリアについてのみ、捕獲許可要件を緩和することは困難である。 一方、外来生物法に基づくヌートリアの防除に関する公示のうち、6「防除の確認又は認定の要件」四においては、使用する猟具に係る狩猟免許を有する者が実施することを原則としているが、その例外として、狩猟免許を所持しない者がヌートリアの防除を実施できる場合について、使用猟具、使用場所及び実施すべき措置等が明確になるよう平成17年度中に通知を発出する。	1218	12181010	農業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で取扱いが容易な小型の箱わなに限定した猟法でヌートリアを捕獲する際には、特例として狩猟免許の取得、狩猟者登録を受けなくても実施できることとし、さらには、鳥獣保護法第9条の規定に基づく捕獲許可も要しないこととする。	農業者が自分の所有する農地、若しくはヌートリアが河川側から農地へ侵入すると思われる獣道において、自らの事業に対する被害を防止する目的で、小型の箱わなを設置し、ヌートリアを捕獲する。	島根県	農業者による自衛のためのヌートリア捕獲構想
1330040	有害鳥獣駆除の許可条件の緩和措置	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第8条、第9条第1項及び第13条第1項	鳥獣の捕獲は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律において、鳥獣の保護の観点から原則禁止とされているが、同法第9条第1項に基づき捕獲の許可を受けた場合等については捕獲を行うことができる。	C	－	鳥獣の捕獲に当たっては、散弾銃やライフル銃のほか、トラバサミやくくりわな等の猟具が使用されるが、これらの猟具は使い方を誤れば人の生命や財産に多大な危険を与える可能性があるばかりでなく、希少鳥獣等を誤って捕獲することにより、鳥獣の保護にも多大な影響を与えるおそれがある。 このため、鳥獣保護法においては、鳥獣の捕獲に伴う安全性の確保、捕獲の対象となる鳥獣の保護及び生態系を保護する観点から、捕獲にあたる者が捕獲のための適性、知識及び技術を有していること、捕獲の数、期間、方法等が適正であること等、捕獲を適正に行うための一定の要件が満たされていることを事前に個別に審査する制度となっている。 捕獲の許可制度を届出制度にすることは、事前に個別に審査を行うことができないことから認められない。 なお、希少鳥獣以外の鳥獣であるシカ、イノシシ等についての捕獲許可権者は、都道府県知事となっていることから、農林業被害を防止するための有害鳥獣捕獲の効率化、迅速化については、管轄都道府県と調整されたい。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。 また、「希少鳥獣以外の鳥獣であるシカ、イノシシ等についての捕獲許可権者は、都道府県知事となっていることから、農林業被害を防止するための有害鳥獣捕獲の効率化、迅速化については、管轄都道府県と調整されたい。」とのことであるが、捕獲許可に係る手続きの簡素化についても管轄都道府県との調整で可能であると解してよいか。	鳥獣の捕獲に当たっては散弾銃やライフル銃のほか、トラバサミやくくりわな等の猟具が使用され、使い方を誤れば人の生命財産に多大な影響を与えるとの指摘であるが、今現実に中山間地に住む人の存在そのものが農産物被害により不可能になりつつあります。主な有害動物のなかにはアライグマなどの外来種・猪・鹿・猿が代表的なものです。増えすぎる一番の原因は古来からいた日本狼などの天敵がいなくなったことが考えられます。その役目を人が担うしかなくなったのが今の状況です。有害動物を地域から根絶やしにする事が目的ではありません。人との共存共栄が出来る範囲でよいのです。またプロハンターを育てる事により事故も防げるのではありませんか。今の状況ではハンターは職業として成立しません。自然体系の中の動物の管理をするのは本来自然ですが、そのバランスを崩したのが人である以上人が管理するしかないと考えます。		C	-	農林業被害を防止を目的とした鳥獣の捕獲の必要性は認識しており、そのために捕獲許可を受ければ捕獲を行うことができる制度となっており、被害防止のための捕獲ができない制度ではない。 なお、前回回答の、「・・・管轄都道府県知事と調整されたい」については、捕獲許可を不要とすることではなく、都道府県が定める捕獲許可要件の緩和を想定している。							1223	12231040	農作物など被害が出ている場合は届出だけで一年を通じ駆除が出来るようにする。	中山間地域の過疎化と共に鳥獣による農産物食害が増大しており、特に野猿の駆除については通年の駆除許可が可能となるよう基準を緩和し、中山間地域農家の農作物の被害防止を図り、自立支援を図る。	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フォレストファーム、ＮＰＯ法人TIES21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と『東温ブランド』構築東温農業産業再生プロジェクト

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
1330050	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法第2条第1項・第4項　廃棄物処理法施行令第2条第2号	廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであるとされている。	C	－	廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となった物」をいい、そのため、ぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質がある。こうしたものについては、当該処理の際に生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある（かつて、木くず（建設事業等で発生する産業廃棄物となる木くず）の山積みによりある都道府県の地域において問題が生じ、今後ともこのような問題を未然防止する必要があると認識）ことから、廃棄物として規制する必要がある。また、木くずについては、腐敗性を有し、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じやすいものであるため、生活環境の保全に留意しつつ地方公共団体の監督・指導下で適切に処理される必要がある。 仮に、御提案の木くずを廃棄物から除外することとし、廃棄物処理法の適用を「特区」という限られた区域のみにおいて除外すれば、特区内でバイオマス名目での不適正な管理等がなされるおそれや特区外に持ち出され不適正な処分等がなされるおそれがある上、これらを防止する手段もなくなることから、不適当である。	廃棄物処理法施行令第2条第2項によれば、産業廃棄物として規定される「木くず」は、「建設業に係るもの工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）」とされているが、土木工事や自然災害等により発生する伐採木、流木等の自然木も、この産業廃棄物である「木くず」に該当するのか回答されたい。 なお、産業廃棄物ではなくて、一般廃棄物に該当するということであれば、その根拠を明らかにされたい。	環境省の回答では「「廃棄物とは占有者が自ら利用し、又他人有償で売却することができないために不要となった物」をいい、そのためぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上に支障を生じる」とあるが、不要な伐採木は伐採現場に放置すれば自然還元方式として適正な扱いとする農水省の指導があると聞き及んでいる、こういった扱いは現実的であり当然のことと理解するが、反面ことさら搬出して産廃の適正処理を行う理由もなくなることから容易に搬出可能で有用な木材が放置され無為に朽ちる現状が治山、林道工事等に関わらず様々な発注者による工事現場で同様に散見される結果を生んでいる、又放置可能な不要伐採木を経費や労力を費やし搬出してあえてぞんざいに扱われる根拠がないことは環境省にも理解していただけると思う、こういった現状であることから山間部においては排出事業者が不要とする伐採木を産業廃棄物とすることこそ問題であり除外することが問題とはなりえない。又回答では建設事業等で発生する木くずに対する扱いの問題として言及されているが「平１３．６．１環廃産２７６リサイクル対策部産業廃棄物課長通知」によっても明記されている産業廃棄物となる伐採木の分類が建設事業等で発生する木くずに包括されていることが回答の根拠であると推察する、しかし伐採木についてはその性状の安全性や前述の排出事情の特殊性から建設廃材等の木くずと同列に扱われることは理解しがたいことであり、又生活環境保全上支障となりうる根拠が山間部においては存在しない、木材の腐敗による悪臭とはどのようなものであるか未だ経験の無いことであるが、悪臭を発するとしても山間部では大量の腐敗木材に囲まれて生活をしておりそのような環境を環境保全上支障をきたしているとされては、何を持ってよい環境とするか説明を求めることとなってしまう。更に特区内でバイオマス名目での不適正管理を危惧されているが、不適正な管理とは具体性に欠けどのような管理か不明であるが、無駄な経費や労力を費やして不適正な管理を行う理由はない、産業廃棄物の不適正管理がおこなわれる要件の最たる物は廃棄物処理費用を受けて行われる処理や利用であり、この提案では無償提供によって有効利用することから伐採木を過剰に引き受ける必要もなく不適正管理となることはない、特区外への持ち出しについても同上の理由からありえないことである。ただしＣＯ２排出削減目的の提案であることからマニフェスト方式による受け入れ、利用内容のデータ管理を行うことは有効なシステムであり考慮に値する。		C	-	再検討要請中の「伐採木、流木等」のうち、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物」であって、建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）は、産業廃棄物に該当する。すなわち、再検討要請中の「伐採木、流木等」のうち「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物」であれば、土木工事に伴って生じた伐採木は産業廃棄物に該当し、自然災害等建設業に係る事業以外の事由により発生する伐採木、流木は一般廃棄物に該当する。これは産業廃棄物である木くずは、廃棄物処理法施行令第２条第２号において「建設業に係るものに限る。」等と業種限定がなされており、廃棄物処理法第２条第２項において一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいうと定義されていることによる。	右提案主体のからの再意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	前回の提案主体意見で環境省が危惧される問題点を伐採木の産業廃棄物としての規制はありながら規制運用の実態が一般的な産業廃棄物とは異なる扱いとなっている現状や性状の安全性等から問題とはなりえない説明をさせていただいたが、今回の回答では提案主体の意見を踏まえた措置分類Ｃの根拠となる問題を示していただけなかったことから、再検討要請に措置分類Ｃとなった理由をお尋ねします。		C	-	再検討要請のうち「土木工事や自然災害等により発生する伐採木、流木等の自然木も、この産業廃棄物である「木くず」に該当するのか回答されたい。」との要請に対しては、「「伐採木、流木等」のうち「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物」であれば、土木工事に伴って生じた伐採木は産業廃棄物に該当し、自然災害等建設業に係る事業以外の事由により発生する伐採木、流木は一般廃棄物に該当する。」と回答したところである。 また、「産業廃棄物ではなくて、一般廃棄物に該当するということであれば、その根拠を明らかにされたい。」との要請に対しては、「産業廃棄物である木くずは、廃棄物処理法施行令第２条第２号において「建設業に係るものに限る。」等と業種限定がなされており、廃棄物処理法第２条第２項において一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいうと定義されていることによる。」と回答したところである。「自然木を産業廃棄物とされない規制緩和」を求める本件要望について措置分類をＣとした理由は、廃棄物処理法において廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであるとされており、自然木であっても占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われ、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあるものがあることから、こうした判断要素を考慮することなく一律に「自然木」であることにより、産業廃棄物でないとすることは不適切であることによる。	1009	10091010	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条４によって産業廃棄物を定義されている	対象産業廃棄物とする建設事業等で発生する産業廃棄物となる伐採木規制緩和によって適法の下、自然木である性状を生かしその形状によって用途の判別を行い、炭焼きによる燃料に供しない粉砕炭販売、ホダ木キノコ栽培によるキノコ販売、ホダ木加工販売、植物性堆肥販売等を行うことで収益を得る構想である。 この構想は産業廃棄物の有効利用で収益を得るに留まらず、構想全体をＣＯ２排出削減目的とし、炭焼きによる燃料用としない土壌改良材等に供する粉砕炭加工を施しその加工量でＣＯ２排出削減量を定量化する。	個人	ＣＯ２排出削減構想
1330060	一般廃棄物の対象から除外する特例措置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項及び第２項	「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項）。	C	－	廃棄物は不要物であるため、ぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持っており、たとえ処理後は有価物になる物であったとしても、有価物になるまでの当該収集運搬等処理の際には生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあることから一定の規制を地方公共団体において行っていただく必要がある。 御提案の「土の素」については、このような地方公共団体の一定の監督指導の下で生活環境保全上の支障を防止しながら適切にリサイクルを進めていただければよいものと考える。 そして本件については、港区・倉敷市・熊野市等市町村間の連携により、御提案のような生ごみを乾燥させたものの農家における堆肥利用が制度上は十分可能と考える。したがって、まずこれらの市町村のごみ処理担当部局に具体的な相談をしていただき、許可を得るか又は再生利用に係る市町村長の指定制度を活用することをご検討いただきたい。生活福祉ネットワーク自体が収集運搬することが困難であれば、収集運搬を的確に行うことのできる事業者とタイアップすることも考えられる。 仮に、御提案の「土の素」を廃棄物から除外することとし、廃棄物処理法の適用を「特区」という限られた区域のみにおいて除外した場合、特区内でリサイクル名目での不適正な管理等がなされるおそれや特区外に持ち出され不適正な処分等を防止する手段もなくなることから、不適当である。	提案の「土の素」は、生ごみを乾燥処理した堆肥素材のようなものと思量されるが、悪臭・腐敗等の原因となる水分を除去し乾燥させたものであっても、廃棄物処理法上の「廃棄物（生ごみ）」に該当し、提案主体が「土の素」を全国に提供するにあたっては、同法上の規制を受けることになるのか。 また、「土の素」を提供した農家との間で野菜等を等価交換していることに鑑み、当該「土の素」は有価物となり同法の対象外になると考えられるが、貴省の見解をその理由もあわせて教示願いたい。	港区がゴミ焼却炉を導入するとき、消費者団体の人たちはゴミの固形燃料化に取り組んだが、私達は「都会の生ゴミを土に返しましょう」と平成４年に提言し、実践してきた。男女共同参画センターを活動拠点にして、いま農水省がバイオマス・ニッポンなどで謳っている「江戸の知恵を現代に」をそのときから合言葉にして、「生ゴミはゴミ(廃棄物）ではない」と言い続けてきた。ほんの少し前の日本は、生ゴミも排泄物も自然に返してきた。これが生活の基本であり、農業の基本であり、”食育”の基本であり、都市と農村を結ぶ循環型社会を築いた。きちんとルールに従って食品バイオマス（生ゴミ）を僅かな電力で乾燥させて、農山漁村の人達と自然の力で土に返せば、地球温暖化対策にもなる。加えて、私達は、農山漁村の人達と協働して、手塩にかけて育てた生産物を都市（港区）で販売する。特に、過疎の人達との交流によって「現金の欲しい過疎の村」と「自然の恵みに飢えている都会」との間に「環」が生まれる。過疎の地から上京して港区に住んでいる人が、過疎の地でも収入があれば、定年後に移り住むことができる。最初から、食品残渣を廃棄物と決め付ける考え方を変えることで、新しい仕事も生まれる。それは、従来の廃棄物業者ではない、人と地球に優しいＣＢ（コミュニティービジネス）が動き始める。循環型社会の形成に向けて国を挙げて歩み出しているときに、環境省の判断は逆行しているのではないか。	有	C（後段に記載する内容に合致するならばD－1）	-	廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となった物」をいい、そのため、ぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質がある。そのため、現状に照らすと、生ごみは基本的に廃棄物に該当するものであり、ご提案のように乾燥処理したものについても、単にその事実のみをもって廃棄物に該当しなくなるものではない。不適正処理の多くがリサイクル名目により生じており、リサイクル可能物を含め不要物全体を廃棄物として制度的な管理下に置くことが必要と考えており、まさにルールに従ってきちんとしたリサイクルを進めていく必要があると考えており、適法なリサイクルは妨げられないものであり、その点は御理解いただきたい。 ご提案の「土の素」について、それが市場に流通する堆肥と遜色がない又は既に一定の市場が形成されているなど、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案し、他人に有償で売却できるようなものであるということができるならば、廃棄物には該当しない。							1206	12061010	特定非営利活動法人「生活福祉ネットワーク」が、適切に分別した生ゴミを、市販の食品残滓処理機を使って乾燥させた「土の素」を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が定義する一般廃棄物の対象からはずす特例措置を設けることにより、港区から全国の農山村への「土の素」の配送（バイオマスロード）を可能にする	「生活福祉ネットワーク」は、循環型・福祉のまちづくりをめざして、適切に分別・乾燥処理した生ゴミを、岡山県倉敷市と三重県熊野市の農家に「土の素」として提供し、農家から野菜等を受け取ることにより、港区と農山村を結ぶ「食の輪」活動を行ってきた。この食品リサイクルのネットワークを全国の農山村に広げたい。「土の素」の製造、配送、提供、野菜の販売等には、港区内の障害者・高齢者グループの力を借り、事業化後は障害者・高齢者に職場を提供したい。	特定非営利活動法人　生活福祉ネットワーク	港区と農山村を結ぶ「食の輪」バイオマス・ロード特区構想
1330070	一般廃棄物及び産業廃棄物からの除外	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項、第２項及び第４項　廃棄物処理法施行令第２条第２号	「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項）。	C	－	廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となった物」をいい、そのため、ぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質がある。こうしたものについては、当該処理の際に生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある（かつて、木くず焼却によりある都道府県の地域において問題が生じ、今後ともこのような問題を未然防止する必要があると認識）ことから、廃棄物として規制する必要がある。また、木質系廃棄物については、腐敗性を有し、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じやすいものであるため、生活環境の保全に留意しつつ地方公共団体の監督・指導下で適切に処理される必要がある。 仮に、御提案の木質系廃棄物を廃棄物から除外することとし、廃棄物処理法の適用を「特区」という限られた区域のみにおいて除外すれば、特区内でバイオマス名目での不適正な管理等がなされるおそれや特区外に持ち出され不適正な処分等がなされるおそれがある上、これらを防止する手段もなくなることから、不適当である。 なお、「バイオマスを一般廃棄物及び産業廃棄物の取扱いから除外することにより、廃棄物処理施設に該当しないため、地域住民の理解が得られやすくなり、民間企業においても参入しやすくなる」とのことであるが、廃棄物処理法に基づく手続に従い、適法な施設については地方公共団体が適切に判断して許可すべきものである。	提案主体による代替措置にもあるような協議会の監督・指導の下で適切に処理されれば、御懸念の悪臭等による生活環境保全上の支障を防止することができるのではないか。 また、当該施設は、発電事業を行うにあたり間伐材や森林残材等を燃料とするものの、単なる「廃棄物処理施設」ではなく「（廃棄物処理法上の必要な許可を備えた）発電施設」と解することができると思われるが、貴省の見解を教示願いたい。 あわせて特区における再生利用認定制度または再生利用に係る市町村長の指定制度等の活用により対応はできないか検討のうえ回答されたい。	秩父市においては、市域の87%が森林である。これは、埼玉県全体の森林面積の40%に相当するものであり、荒廃の危機にある森林を適切に管理保全していくことは必要不可欠の取組みです。 更に、秩父地域では、近年は年間1700ヘクタールにのぼる間伐がなされながら、急峻な地形で林道密度が低いことから、そのほとんどは、切捨て、巻き枯らし間伐であり、林内に放置され、利用はほとんど行われていない現状です。 そこで、秩父市としては、これらの未利用未活用の森林バイオマスの有効利用策として、木質系バイオマス発電事業を立ち上げ、急峻な山地からの作業路網等の活用による木材資源の低コスト、高効率の搬出技術を確立しながら、未利用資源の有効活用、これに伴う森林就業者の増加、森林の多面的な公益的機能の向上等、地域の有益な資源を活用することによる地域再生を目指しています。 木質系バイオマス発電については、再生可能な化石燃料に替わる新エネルギーとして大きな期待が寄せられているものです。 地域内の未利用資源を活用することで、エネルギーの地産地消を促進することは、二酸化炭素排出量の削減に繋がるばかりか、森林資源の循環利用を行うことで、森林の持つ多面的機能の向上に資するとともに、森林就業者の雇用を増大させ、バイオマス利用に伴う新たな産業を創出、育成し、地域産業を活性化させることに効果があると考えている。 木質バイオマス発電事業への入り口（初号機）としては、まずは、現状製材所から発生する端材、特に樹皮（バーク）の有効利用を行うことにより、木質ガス化発電の可能性を実証するとともに、これを契機に本来目的である森林バイオマスの搬出利用量の増加を促進したいと考えています。 間伐材等森林バイオマスの有効利用の観点からは、バイオマスに対する対価を支払うことにより、そのエネルギー原料としての利用が促進できるものと考えています。 逆に、廃棄物という範疇からの取扱いでは、森林からの搬出は促進されないと思われます。 また、製材所や工務店等から出る集成材等以外の木材残材（バージン材）についても、木質ガス化用のエネルギー原料としての有効利用が行えると思われます。（建築廃材等については利用を考えていない。） エネルギー原料として有益な木質系バイオマスが廃棄物の扱いで、施設が廃棄物処理施設に該当することは、バイオマスに対するイメージダウンであり、立地上の障壁となり、木質系バイオマスの有効利用の上からも大きなマイナスとなるものと考えます。 ご懸念の「不適な管理や処分等がなされるおそれがある」ということですが、関係機関を構成員とした「木質系バイオマス利用協議会（仮称）」を設置し、バイオマス発電事業に係る市内の木質系バイオマスの適正な管理運用を行っていくことが必要と考えています。	無	C	-	廃棄物とは「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できないために不要になったもの」をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものである。そのため、このような定義に該当する限り、廃棄物である（なお、御提案のバイオマスが、そもそもこの「廃棄物」の定義に該当しないものであれば、以下に述べるような廃棄物処理法の規制が適用されないことは言うまでもない。）。 その上で、一般廃棄物については、市町村の統括的な責任の下で処理されることとなっており、協議会の監督・指導によるのではなく、まさにご提案主体たる秩父市自身が適切に監督・指導すべきものであるが、その責任を適切に果たすことができるのであれば、ご提案主体が協議会と連携して監督・指導されることについて廃棄物処理法上の規制はない。また、産業廃棄物については、排出事業者がその処理責任を負うこととされているが、その処理責任の在り方及び処理の実態に照らして、不利益処分を含む行政処分の処分庁たる都道府県知事の監督・指導の下、適正処理を図る制度としているところである。 また、ご提案の発電事業を行う施設について、廃棄物を処理する以上廃棄物処理施設として廃棄物処理法上適切な手続が必要であり、このような手続を経ている限りにおいては、対外的に「（廃棄物処理法上の必要な許可を備えた）発電施設」と説明することはご提案主体の責任において可能である。 さらに、再生利用認定制度は、廃棄物の製品原料等への再生利用を促進するため、一定の要件を満たす確実かつ安全な再生利用を行う場合に限って認められている、許可の特例制度である。御提案の事業においては、まず対象となる廃棄物について、木質系廃棄物は、以前回答したとおり、腐敗性を有し悪臭等による生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、地域的な実情に精通している地方公共団体の監督・指導下で適切に処理されるべきものであり、当該制度の対象とすることは困難である。また、そのリサイクルの方法として、廃棄物を活用した発電事業で行われる廃棄物の熱回収は、再生利用認定制度で対象とする「再生利用」には当たらない。これは再生利用認定制度において熱回収は通常の廃棄物の焼却と制度上差異がないものと考えられ、廃棄物の循環的な利用としては下位に位置づけられるものであるためである。そもそも、業の許可については、地方公共団体においてご指摘の再生利用に係る指定制度のご活用（一般廃棄物の場合まさにご提案主体たる秩父市のご判断でのご活用）により対応可能であり、施設設置許可については、再生利用認定手続においても施設設置について公の審査が必要とされる点では都道府県知事による施設設置許可手続と差異はない。したがって、地域的な取組みを行うことは現行制度上可能であり、この点について十分に検討されたい。 いずれにしても、ご提案主体において、ご提案主体の地域の住民の方々に対し真摯に説明責任を果たされることが重要で、「廃棄物」から除外することによって、その責任が変わるものではない。	右提案主体のからの再意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	貴省からの回答によれば、「特区内でバイオマス名目での不適正な管理等がなされるおそれや特区外に持ち出され不適正な処分等がなされるおそれがある上、これらを防止する手段もなくなることから、不適当である。」ということです。 それでは、秩父市が「木質系バイオマス利用協議会（仮称）」に当然参加し、市が監督・指導し、協議会で責任を持って不適正な管理等がされないよう、協議会の規約及び各加盟事業者等との契約に基づき、適切に運用するとともに、市が占有者の意思、その性状、市内の取引実態等を総合的に勘案して、間伐材、森林残材等を廃棄物に該当しないと判断すれば、廃掃法上の規制が適用されないということなのでしょうか。 また、この協議会に市内の製材所等も加盟し、（廃掃法上では産業廃棄物とされる）製材所の端材、バーク、チップ等も、県が総合的に勘案して廃棄物に該当しないと判断すれば、廃掃法上の規制が適用されないということなのでしょうか、ご教示ください。		C	-	地球温暖化対策の推進及び循環型社会形成のため、適正な廃棄物処理と両立した木質系バイオマスの活用を促進することが重要であると認識している。現在の木質系バイオマスの取扱いに照らすと、こうした適正な廃棄物処理と両立した木質バイオマスの活用の促進のためには、まず、廃棄物該当性について適正かつ公正な判断がなされなければならない。ここで木質系バイオマス全てが必ず廃棄物に該当するというわけではなく、規制主体たる市町村（一般廃棄物）又は都道府県（産業廃棄物）が、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して廃棄物か否かを判断することとなる。このように廃棄物処理法の適用関係を明確にした上で、脱温暖化社会づくり及び地域振興にも資する木質系バイオマスのエネルギー回収の取組みを推進することが肝要と考える。なお、産業廃棄物の処理は、民間による事業が基本となるが、廃棄物処理施設がいわゆる「迷惑施設」であること、大規模な産業廃棄物不法投棄案件が相次いだこと等により、住民の不信感・忌避感等により民間による施設の立地が極めて困難な状況である。このような状況において、公的主体がその信頼を背景に安全で安心できる施設整備を推進することは、産業廃棄物処理を含む廃棄物処理全体の適正化の牽引役として、また、住民の理解を得ていく上で極めて重要であり、適正な廃棄物処理と両立した木質系バイオマスの活用を促進することに資すものと考える。	1217	12171010	木質系バイオマス発電に使用する場合に限り、間伐材、森林残材、庭木、ダム流木は、一般廃棄物から除外及び製材所で発生する端材、バーク（樹皮）、並びに土木工事伐採木、木くず（建設業にかかるもの）は、産業廃棄物から除外する。	木質系バイオマス発電事業に使用する場合に限り、市内の木質系バイオマスを一般廃棄物及び産業廃棄物の取扱いから除外することにより、廃棄物処理施設に該当しないため、地域住民の理解が得られやすくなり、民間企業においても参入しやすくなる。 企業の参加により多くの森林バイオマスを利用することにより、森林産業の活性化が図られ、森林の再生・保全等公益的機能の向上が図れるとともに、市内の資源の有効活用を通じたエネルギー産業等の新規産業の創出並びに林業関連産業における雇用の確保が進む。また、バイオマスガス化発電をすることにより、電気・熱の供給をすることにより、新エネルギー事業へ関心が高まる。	埼玉県秩父市	木質系バイオマス特区
1330080	サーマルリサイクルに向けての木質バイオマスの具体的な有効利用について	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第16条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第３条	木材が廃棄物となったものについて、５０キロメートルの範囲内に再資源化するための施設が存しない場所での分別解体等に伴って生じたものである場合には、再資源化に代えて縮減することができる。	D-1	－	法第１７条において「都道府県は、当該都道府県の区域における対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、当該都道府県の区域において生じる特定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、条例で、前条の距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めることができる。」と規定されていることから、都道府県において地域の実情に応じた距離の設定を条例により定めることが可能な制度となっており、措置済みである。	提案の内容は、都道府県との調整により実現できると解してよいか。			D-1	-	法第１７条は地域の実情に応じた設定を許容するものであることから、都道府県との調整の結果、条例化されれば実現されるものと考える。							1175	11752020	建設リサイクル法第16条において「再資源化施設が50km以内にない場合は縮減も可」となっているが、「隣県を含む100km以内にｻｰﾏﾙﾘｻｲｸﾙ施設がない場合」という規制の追加を義務づけてほしい。	福島県の場合は面積も広いことから規制範囲を広めることで､より多くの木くず単純焼却せずを有効利用したい。	日本樹木リサイクル協会、㈱ミツヤマグリーンプロジェクト	サーマルリサイクルのための木質バイオマス流通構想
1330090	給食残渣を養豚業者が処理する際の規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項及び第６項	一般廃棄物たる食品残渣の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。	D-1	－	食品廃棄物は、腐敗性を有し、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じやすいものであるため、個々の事業者ごとに各市町村の監督・指導下で特に生活環境の保全に留意しつつ適切に処理する必要があり、市町村長の許可を不要とすることは適切でない。 また、「煩雑な手続」とのことであるが、行政手続法により市町村も適切な手続で行うことが求められている。 なお、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者であって、市町村長の指定を受けたものについては業の許可は不要とされているところであり、このような制度の活用により業の許可なく御提案の給食残渣を処理することは可能であり、まずは残飯養豚を行おうとする地域の市町村のご相談頂きたい。	業の許可が不要される「市町村長の指定」を受けるにはどのような要件があるのか。 また、広域的に複数の市町村において給食残渣を移動（運搬）するような場合も、当該食品廃棄物が飛散及び流出、並びに悪臭が発生しないように必要な措置を講じれば、所轄市町村との調整により処理することはできるか。			D-1	－	ご指摘の「市町村長の指定」については、例えば、収集運搬に関しては廃棄物処理法施行規則第２条第２号（処分については同規則第２条の３第２号）において「再生利用されることが確実であると市町村が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬（処分）を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの」とされているおり、ご提案主体である福生市等の市町村が個別に判断することとなっているため、前回も回答したとおり、残飯養豚を行おうとする地域の市町村にご相談いただきたい。 ご指摘の後段についても、前述したとおり個別に市町村において判断することとなっており、ご提案のような処理を業として行うことについては、ご提案主体である福生市等の各市町村でご相談の上、養豚業者が各市町村長の指定を受ければ実施可能である。							1187	11871010	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に規定している収集運搬及び処分業の許可がなくても、各学校の給食残渣を養豚業者が処理することを可能にする。	各学校から出される給食残渣を養豚業者が処理をすれば、その給食残渣を豚の飼料として利用できる。ただ、給食残渣は、現行法上、事業系一般廃棄物と位置付けられており、許可条件として「当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること」などが付議されており、許可されたとしても、非常に煩雑な手続きを取らなければならない。そのため、当該許可がなくても給食残査を養豚業者が処理できるようにする。 給食残渣を「ごみ」として出すのではなく、飼料として利用することは、ごみ減量につながり、リサイクルの観点からも非常に有効である。	東京都福生市	給食残渣を養豚業者が処理することによる、リサイクルの推進プロジェクト

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
1330100	都市計画法の用途制限の緩和、農業用施設は農地の用途で建設可能とするか又は緩和措置を講ずる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 同法施行令第5条第1項 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令第3条	一日当たりの処理能力が五トン以上（焼却施設にあっては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）のごみ処理施設を設置しようとする者は、当該ごみ処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受けなければならない。	C	―	一般廃棄物処理施設については、周辺の生活環境を汚染するおそれがあることから、当該施設の安全性・信頼性確保のために一定の種類及び規模のものについて許可に係らしめているところ。また、当該施設の規模要件の導入時、ごみ処理施設について一日当たりの処理能力が5トン以上10トン以下のものが相当数あり、施設における適正な処理や生活環境保全の観点から規模要件については一日当たりの処理能力5トン以上としたもの。特に食品廃棄物は、腐敗性を有し、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じやすいものであることから、食品廃棄物を取り扱う一般廃棄物処理施設については、その規模要件を緩和することは生活環境保全上適切でない。地域の状況を把握している地方公共団体が、御提案のプロジェクトを受け止め、地域の生活環境保全上支障が生じないよう廃棄物処理法に基づき適切に判断をすべきものである。	貴省からの回答によれば、「当該施設の規模要件の導入時、ごみ処理施設について一日当たりの処理能力が5トン以上10トン以下のものが相当数あり、」とのことであるが、ごみ処理施設のうち「一日当たりの処理能力が5トン以上10トン以下のもの」が導入時にどの程度の数、割合であったのか、現在の数、割合とあわせて教示願いたい。 また、一般廃棄物処理施設における1日当たりの処理能力5トン以上とする規模要件については、当該要件の導入当時の社会状況及び生活環境保全の観点から規定されているのであれば、近年の処理施設における能力・安全性の向上が反映されるような要件の見直しをすることはできないか検討されたい。	地球温暖化を受け地球温暖化ガスである炭酸ガスを削減する事が京都議定書で決められました。日本政府も京都議定書を批准し国際的にも発効している事は全ての日本人が知っていると言っても過言ではありません。食品廃棄物の処理方法もローテクがリニューアルされて非常に進んでおります。都市計画法が施行された時代の技術より非常に進歩しているのです。バイオマス資源化施設は地域農業への肥料供給施設の側面と都市生ごみの資源化処理の両面があります。どちらの場合も地域との共存は大切な使命です。地域農業法人が運営する為、再生利用が確実な施設である事は言うまでもありません。バイオマス資源化施設は地方都市だから出来る施設であるともいえます。農業が新たな社会的責任を担い持続型農業になる為にも必要な事業であると考えます。バイオマス資源という地方行政の創意工夫・監視が確実に出来る廃棄物については地方に合った条件緩和措置を求めます。		C	-	一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の規模要件として、1日当たりの処理能力5トン以上と定めているのは、当該規模要件を超える規模の一般廃棄物処理施設においては、その設置、稼働等に伴い周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるからであり、特に食品廃棄物については前回回答のとおり生活環境保全上の支障が生じやすいものであり、かつ、処理に係る食品廃棄物等に由来する汚水、悪臭等による生活環境への影響のおそれが払拭できないことから当該規模要件の緩和することは適当でない。ご指摘において「能力・安全性の向上」とあるが、ご提案にあるバイオマス資源化施設の「能力・安全性の向上」とは何を指すのか不明であるが、施設の構造等を確認・確保するために許可制としているところである。 なお、規模要件導入時の数・割合については現状で資料がないため言及できないが、現状でのごみ処理施設のうち高速堆肥化施設数（市町村設置によるもの）で56施設あり、うち15施設が、1日当たりの処理能力5トン以上10トン以下のものである（平成14年度「一般廃棄物処理事業実態調査」より。環境省HP「http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/index.html」参照）。	貴省からの回答によれば、「1日当たりの処理能力が5トンを超える規模の一般廃棄物処理施設においては、その設置、稼働等に伴い周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがある」とのことであるが、5トンを越えると周辺の生活環境への影響が大きくなることが何か立証されているのか。			C	-	前々回お答えしたとおり、一般廃棄物を処理する施設については、周辺の生活環境を汚染するおそれがあることから、当該施設の安全性・信頼性確保のために一定の種類及び規模のものについて許可に係らしめているところである。そして特に当該施設の規模要件については、一日当たりの処理能力が5トン未満であるごみ処理施設であれば直ちに周辺の生活環境に与える影響が小さくなるとまでは言えないものの、ごみ処理施設について一日当たりの処理能力が5トン以上10トン以下のものが規模要件の導入時に相当数あったことから、施設における適正な処理や生活環境保全の観点からこのような規模要件については一日当たりの処理能力5トン以上としたものである。	1223	12231010	農業法人または営農組合が環境保全循環型農業システムを構築する為にバイオマス資源化施設の建設を行う場合は5トン未満を10トン未満とする規制緩和を行う。	農業が目指す方向は環境保全循環型農業です。地域から排出される生ゴミ(動植物性残渣の一般・産業廃棄物)は廃棄物として処理されてきましたが、資源として捉える必要があります。政府はバイオマス日本という政策目標を掲げておりますが建築基準法・廃棄物処理法など、未だに古い考え方の法律で規制されております。新たな政策を実施するには新たな法律が古い法律の規制を受けない仕組みが必要です。農業者自らが責任を持って地域で必要とする有機物系肥料生産の為の生ゴミ(動植物性残渣の一般・産業廃棄物)の再資源化施設の建設運営を行い、新たな社会的責任を担いながら消費者に信頼される環境保全循環型農業システムを実現しなければなりません。	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と『東温ブランド』構築東温農業産業再生プロジェクト
1330110	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2「再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物」 食品リサイクル法第20条「廃棄物処理法の特例」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2「再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物」 食品リサイクル法第20条「廃棄物処理法の特例」	食品廃棄物は、廃棄物処理法施行規則第6条の2に規定する「再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物」ではない。	C	―	第6次特区提案再々検討要請に対する回答として、「現行制度上、複数市に点在する同一法人の支社から排出された一般廃棄物を当該法人（本社等）が運搬し、処分するような場合は、事業者が自らその一般廃棄物の運搬又は処分を行うものであるため、業の許可は不要であり、廃棄物処理法上特段の手続は要しない。また、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者であって、市町村長の指定を受けたものについては業の許可は不要とされているところであり、このような制度の活用もご検討頂きたい。 一方、ご提案の内容については、食品廃棄物は、腐敗性を有し、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じやすいものであるため、個々の事業者ごとに各市町村の監督・指導下で特に生活環境の保全に留意しつつ適切に処理する必要があり、以前にお答えしたとおり、国が直接手続等を行う再生利用認定制度のような制度にはなじまない。 親子会社の関係については、前回お答えしたとおり廃棄物処理法上の責任という点では、法人格が異なるため両者は別の者であり、通常の事業者間における関係と差はないため、ご指摘のように子会社の廃棄物を処理する場合において、手続等の特例を認めることはできない。」としたところ。 なお、「煩雑な手続」とのことであるが、行政手続法により地方公共団体も適切な手続で行うことが求められている。	今回の提案の趣旨は、第6次特区提案再々検討要請に対する回答を踏まえ、「市町村の指定」を受ける手続きを十以上の市町村において行うよりも簡素な方法により行えるような制度の創設を求めるものであるため、そういった観点から検討されるとともに、もしできないということであれば、その理由を明らかにされたい。 あわせて、提案主体によれば、冷凍により食品廃棄物の飛散、流出、悪臭漏出を防止して回収したいとのことなので、こうした廃棄物の輸送形態に注目し、提案の内容が実現できるか検討のうえ回答されたい。			C	-	食品廃棄物は、腐敗性を有し、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じやすいものであるため、地域の実情に精通している各市町村の監督・指導下で、生活環境の保全等に留意しつつ適切に処理する必要がある。このような個別の監督・判断を担保するためには、個々の市町村によって審査がなされるべきであり、ご指摘のような手続上の簡素化は困難である。 後段のご指摘については、ご提案の輸送形態について、まさに個々の市町村において許可する際に確認すべき事項である。							1084	10841010	一定の条件のもとで一般廃棄物の収集運搬及び積替施設の許可を不要とする。 （下記仕様車を収集運搬委託先に製造させて収集運搬及び積替の委託を行うケース）。 （条件の例示） ・食材運搬車に食品廃棄物専用の冷凍室を設置して食品廃棄物の飛散、流出、悪臭漏出を完全に防止する。 ・食品廃棄物専用の冷凍室を積替施設として使い、同上の機能をもつもの。	ｼﾀﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟでは動脈産業（製品、ｻｰﾋﾞｽ化）と静脈産業（廃棄物再利用）が一体になった形でのﾘｻｲｸﾙを進めている。店舗で発生した食品廃棄物を凍結させて冷凍の回収専用室を設置した食材の輸送車の帰り便で回収し、ﾘｻｲｸﾙを展開したい。当該食品廃棄物は廃棄物処理清掃法等の規制により市町村が収集運搬、処分の任にあたる一般廃棄物として規制される。同法の適用のもとでは食品廃棄物の回収、再利用を当方式で進めるには煩雑な手続きとそれに要する期間、経費が必要となり、結果として事業展開が進まない状況となってくる。また食品ﾘｻｲｸﾙ法では再利用先が登録再生利用事業者であっても荷積地点の許可が必要で、当該ｹｰｽで10箇所の許可が必要。また積替施設の許可も必要。廃掃法施行規則第6条の2の規定する特例措置を講じ、また、食品ﾘｻｲｸﾙ法第20条を緩和することによって当社だけでも年間2万ﾄﾝの廃棄物のﾘｻｲｸﾙが進み、ﾌｰﾄﾞｻｰﾋﾞｽ産業全体で現在、焼却、埋立処分されている年間800万ﾄﾝの食品廃棄物の再利用が可能となり、また、回収に伴う化石燃料消費、CO2の排出が削減される。	日本ﾆｭｰﾋﾞｼﾞﾈｽ協議会連合会	食品廃棄物の広域リサイクル事業
1330120	産業廃棄物処理業者の許可の特例	廃棄物処理法第15条の4の2、廃棄物処理法施行規則第12条の12の2、平成9年厚生省告示第259号「環境大臣が定める産業廃棄物」	再生利用認定制度の対象とされていない。	C	―	廃棄物の処理について業の許可を必要としている趣旨は、廃棄物の処理過程で当該廃棄物が飛散・流出し、又は処理に伴う悪臭、騒音、振動等によって生活環境の保全上支障を生ずるおそれがあるため、都道府県等の審査を経た業者のみが実施することとし、かつ業者を日常的な監視の下に置くことが必要とされていることによる。よって、産業廃棄物にあたるリサイクルウエスの処理を委託する場合には、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託する必要がある。なお、再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全上支障が生じることのないことや、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の要件に該当する再生利用に限っては、都道府県等による日常的な監視は要さないとして大臣の認定により処理業の許可を不要とする制度である。本件事業においていかなる施設を用いていかなる方法により再生するのかその詳細が不明であり、再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等により、再生品の利用が見込まれること等の要件に該当するとは認められないことから、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。													1111	11111010	再生利用認定制度対象外廃棄物の拡大を行い、使用済みのリサイクルウエスの回収の取扱業者を産業廃棄物処理業者の許可対象外とすること	リサイクルウエスの納入業者が、リサイクルウエスの納入形態を売り切りの販売方式から回収を前提とした方式に変更する。	ナカノ株式会社	リサイクルウェス需要開拓プロジェクト
1330130	茨城県全域下水汚泥利活用特区	廃棄物処理法第14条第6項	産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	C	―	廃棄物処理法上の許可制は生活環境保全上の観点から定められ、産業廃棄物処理業については、許可権者たる都道府県知事（保健所設置市にあっては、市長）の管理監督の下、廃棄物の適正な処理を確保している。また、廃棄物処理法においては、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物については都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられているところである。本件要望はまさに許可権者たる茨城県から提出されているものであり、県内の関係部局間での調整を十分にお図りいただくことが必要ではないかと考える。													1148	11481010	県の下水処理場において，他の公共団体の下水汚泥を受け入れて，協定により実費弁償で処理を行う場合，業とはみなさず処理業の許可を不必要とする。	県全域を特区として，県営下水道事業において，市町村公共下水道から生じる汚泥を処理する場合にあっては，産業廃棄物処理業の許可を必要とせずに，公共団体間の協定に基づき処分を行う。 県の処理場において市町村の汚泥を処理し，処理費用の実費分を負担金として取る場合には，業の許可ではなく協定書の写しを持って届け出ることに緩和し，汚泥処理を集約化することにより，減量化及び安定的な処理に寄与する。	茨城県	茨城県全域下水汚泥利活用特区
1330140	鶏糞等を活用したバイオマス発電事業を廃棄物処理法の許可対象から除外	廃棄物処理法第2条第1項・第4項 廃棄物処理法施行令第2条第10号	廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであるとされている。	C	―	廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となった物」をいい、そのため、ぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持つ性質がある。こうしたものについては、当該処理の際に生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある（かつて、鶏糞等の山積みによりある都道府県の地域において問題が生じ、今後ともこのような問題を未然防止する必要があると認識）ことから、廃棄物として規制する必要がある。また、鶏糞等については、腐敗性を有し、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じやすいものであるため、生活環境の保全に留意しつつ地方公共団体の監督・指導下で適切に処理される必要がある。 仮に、御提案の鶏糞等を廃棄物から除外することとし、廃棄物処理法の適用を「特区」という限られた区域のみにおいて除外すれば、特区内でバイオマス名目での不適正な管理等がなされるおそれや特区外に持ち出され不適正な処分等がなされるおそれがある上、これらを防止する手段もなくなることから、不適当である。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	特区内におけるすべての鶏糞等を廃棄物から除外するものではなく、エネルギー効率又は熱回収率が一定以上の発電に利用される鶏糞等を廃棄物から除外することにより、鶏糞等を活用した『バイオマス発電事業』について廃棄物処理業の許可を不要とし、当該事業に供する施設について廃棄物処理施設の設置許可を不要とするものであり、当該施設に搬入されるまでは鶏糞等は廃棄物として規制されることから、特区内でバイオマス名目での不適正な管理がなされるおそれや特区外に持ち出され不適正な処分がなされるおそれはないと考えられる。		C	-	廃棄物について、取扱いそのものを管理する必要性があるのは、以前回答したとおり、取引価値がないこと等により不要であるために放置されるなどぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常にもっているためである。こうした可能性はエネルギー効率又は熱回収率が一定以上の発電に利用される鶏糞であっても否定されるものではないため、リサイクル可能物も含め、不要物全体を廃棄物として制度的な管理下に置くことが必要であると考える。実際にも、豊島事件・青森岩手県境不法投棄事案に象徴されるような不適正処理の多くがリサイクル名目により生じてきているというのが実態である。 また、廃棄物を利用して発電事業を行う施設について、廃棄物の施設への搬入段階にとどまらず、施設の設置や維持管理についても規制を及ぼしているのは、当該施設において廃棄物の処理を行う以上、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、また施設そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあることによるものである。	右提案主体のからの再意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	排出から発電施設までの保管及び収集運搬については、廃棄物として規制の対象となることから、放置されるなどぞんざいに扱われることはないと考えられる。鶏糞等を活用したバイオマス発電事業においてはエネルギー効率又は熱回収率に一定の条件を設定することによりリサイクルされることが担保されることから、豊島事件・青森岩手県境不法投棄事案に象徴されるような明確な基準や条件がないことによるみせかけのリサイクルとなることは未然に防止できると考えられる。また、鶏糞等を活用したバイオマス発電事業のボイラーについては、本県の環境影響評価条例や大気汚染防止法の対象として規制されるほか、焼却に伴う燃え殻やばいじんについては当該発電事業に由来する産業廃棄物として当然規制の対象となるものであり、生活環境の保全上支障を生じさせるおそれはないと考えられる。	なし	C	-	前回もお答えしたとおり、廃棄物を利用して発電事業を行う施設について、廃棄物の施設への搬入段階にとどまらず、施設の設置や維持管理についても規制を及ぼしているのは、当該施設において廃棄物の処理を行う以上、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、また施設そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあることによるものである。したがって、排出から発電施設までの保管及び収集運搬や焼却に伴う燃え殻やばいじんの処理についてのみならず、施設の設置・維持管理についても廃棄物処理法の規制を及ぼす必要がある。なお環境影響評価条例や大気汚染防止法は規制目的・規制の内容（基準）が廃棄物処理法とは異なるものであり、これらの規制対象であることを理由に、廃棄物処理法の規制対象外とすることは不適切である。	1245	12451010	鶏糞等が発電に利用され、エネルギー効率又は熱回収率が一定以上の場合には、鶏糞等を燃料同等品とみなして産業廃棄物として取り扱わないこと。	鶏糞等を産業廃棄物から除外することにより、バイオマスエネルギー源として燃料に用いる発電事業が推進される。 このことによって、鶏糞等の確実な処理（利用）による養鶏業の安定経営と環境汚染の未然防止、さらにはバイオマスエネルギーの普及による化石燃料の使用が削減され、二酸化炭素の発生が抑制される。	岩手県	鶏糞等を活用したバイオマス発電構想